

# 官報号外

昭和五十六年三月二十日

## ○第九十四回 衆議院会議録 第十一号(一)

昭和五十六年三月二十日(金曜日)

議事日程 第十号

昭和五十六年三月二十日

午後一時開議

第一 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 物品税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

午後一時開議

第二 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時開議

第三 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時開議

第四 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国庫の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時開議

第五 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時開議

第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

午後一時開議

第七 國際科学技術博覧会の準備及び運営のための必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

午後一時開議

第八 本日の会議に付した案件

午後一時開議

○本日の会議に付した案件

武器輸出問題等に関する決議案(山下元利君外十二名提出)

議員請假の件

午後一時五分開議  
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。  
すなわち、山下元利君外十二名提出、武器輸出問題等に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程りませんか。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

以上であります。

〔拍手〕

本決議案の提出に当たりましては、去る三月六日の議長裁定の趣旨に沿つて、議院運営委員会の理事各位の間で銳意協議を重ね、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合の七党共同提案として提出いたすことになつたものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(福田一君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 採決いたします。

〔拍手〕

○議長(福田一君) 本案は可決いたしました。(拍手)

○議長(福田一君) この際、通商産業大臣から発言を求められます。これを許します。通商産業大臣田中六助君。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

○議長(福田一君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔拍手〕



税、写真機がいかに安くなつたといつても一千円で税金、灰ざらが千二百円以上二〇%の税率であります。などなど、まさに時代認識が欠如していると言つても過言ではありません。

これらの物品を製造する中小企業は、材料高によつて過酷な価格を押しつけられ、あえいでいる実態を知るべきであります。

課税率においても、宝石そのものは一五%で、貴金属のついた時計は三〇%という矛盾も教限りなし。国民生活の利用実態に対応していないのであります。これらは是正には全く手が触れられていないのであります。

自動車、小型乗用車を値上げしているのであります。しかも、今回ライトバン等を新たに加え、二輪車、小型乗用車を値上げしているのであります。

総じて、力の強い業界に弱く、力の弱い業界に厳しくできているのであります。この物品税の実態は、まさに弱きをくじき強きを助ける自民党政府の体質を如実に物語っていると申せましょう。

(拍手) 特に物品税の課税率客体の拡大を一般消費税の地

ならしにするのではないかとの危惧は、いまだ払

拭されておりません。たびたびの質疑に対し、そ

の意思のない旨の発言を確認するとともに、さ

らに明確にされることを強く期待するものであります。

印紙税は、すべて二倍に引き上げたのでありま

すが、過去十三年間に十倍という引き上げがあり

ます。取引、契約、手形、預貯金証書今まで及ぶ

ものであり、庶民一般が利用するものの負担率が

高くなり、営利事業的性格と同質に扱われてお

り、不公正そのものと言わざるを得ません。これ

また庶民いじめ、中小企業いじめの値上げであ

り、容認できないところであります。

第三の有価証券の取引について税率を若干引き

上げたのであります。が、地方債、社債などで証券

会社の売買では、一千円でたつたの五百円、一

十億で十五万円にしか達しないのであります。一

般の場合は、一千万円で三千円から四千五百円になつただけであります。株券、株式投資信託で四万五千円が五万五千円に、わずか一万円しか増税となつていいのであります。

今日の各種の買占め事件、誠値グループの事件など、社会的な道義、犯罪にまでつながる現状は、まさに糾弾されなければならないのであります。

根本は、キャピタルゲインの課税について、きわめて甘い体系であるということであります。速やかに総合課税体系に改めるべきであります。

これらが脱税の温床となり、不正融資、ときに犯罪を犯し、善良な国民一般投資家にまで不幸をまき散らしていると言えましょう。これらを改正しないことはさらに不公正の拡大であり、全く容認できないところであります。

以上、反対の要旨を述べたのでありますが、この成立までの間、議長裁定に伴う五党合意の各項の実現を図ることとはもちろん、特に所得税減税については、関係者の努力に敬意を払うとともに、所要の措置を講ずることは政府に課せられた重要な使命でもあり、かつ、勤労国民の希求する減税が確実、有効適切に行われ、国民生活の向上に努めることも緊急な施策であることを強く要求して、私の討論といたします。(拍手)

なお、本日の討論は、本来、同僚でありました

いまは亡き川口大助君が行う予定であったのであ

りますが、私がかわりまして、その遺志を継いで討論をしたものであります。(拍手)

○議長(福田一君) 今枝敬雄君

【今枝敬雄君登壇】

私は、自由民主党を代表いたしまして、印紙税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の意を表明したいと存するものでございます。

わが国の財政は、昭和五十年度以降、特例公債

を含む巨額の公債に依存するというきわめて異常

な状態にありますことは、改めて申し上げるまで

はないのであります。

このような状態が、今後なお継続することになると

れば、国民生活に必要欠くべからざる行政サービスを供給するという、財政固有の機能を十分果た

し得なくなるばかりでなく、財政は硬直化し、経

済情勢の変化に即応して弾力的に対応することも困難になるのではないかと危惧するものでございま

す。

なお、新たに課税対象に加える物品について、課税漏れになつて新規開発物品等を新たに課税対象に加えるとともに、課税物品相互間の

バランスから見て、負担の増加を求める余地があると判断される乗用車等について、若干の税率の

引き上げをお願いしようとするものでございま

す。

また、印紙税につきましては、最近における国

民所得水準の上昇や取引規模の拡大、さらには現在の負担水準を考慮して、税負担の引き上げをお

願いしようとするものであります。それとともに、國民經濟の發展に重大な支障をもたらす

おそれもあると言わねばならないであります。

ともに、國民經濟の發展に重大な支障をもたらす

おそれもあると言わねばならないであります。

したがいまして、國民生活の安定向上、經濟の

自律的發展を図り、あすの日本へ向けて明るい展

望を開くためには、一日も早く現状のような不健

康な財政事情を踏まえ、政府は、昭和五

十六年度予算におきまして、公債發行額を前年度

当初予算額より二兆円減額することとし、そのため

なるが、本日の討論は、本来、同僚でありました

いまは亡き川口大助君が行う予定であったのであ

りますが、私がかわりまして、その遺志を継いで討論をしたものであります。(拍手)

なお、本日の討論は、本来、同僚でありました

いまは亡き川口大助君が行う予定であったのであ

りますが、私がかわりまして、その遺志を継いで討論をしたものであります。(拍手)

以上三案による増収措置は、いずれも、あすの

日本のために財政体質を改善し、必要な行政水準

の維持を図るという観点から見て、やむを得ない

ものであり、しかも納税者等に対し、でき得る限

りの配慮を行つてはいると言えられますので、私は

これらについて全面的な賛成の意を表明し、討論

を終るものであります。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

両案の委員長の報告は、いずれも可決であります。

両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸





税源の充実を図るため、所得の金額が一定の金額以下である者について昭和五十六年度限りの措置として個人住民税所得割の非課税措置を講ずるとともに、法人住民税について均等割の税率適用区分の基準の変更並びに道府県民税及び市町村民税に係る法人税割の税率の調整、個人事業税について課税対象事業の追加並びに不動産取得税について税率の引き上げを行い、固定資産税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化を図り、あわせて地方税に係る更正、決定等の制限期間の延長等、所要の規定の整備を行うほか、日本国有鉄道による納付金算定標準額の特例措置について、その適用期限を延長する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月二十六日当委員会に付託され、三月十七日安孫子自治大臣から提案理由の説明を聽取した後、慎重に審査を行いました。

昨十九日質疑を終了し、次いで日本社会党提出の修正案、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提出の修正案並びに日本共産党提出の修正案について、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで討論を行い、採決の結果、各修正案はい

ずれも賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案中、日程第五につき討論の通告があります。これを許します。五十嵐広三君。

〔五十嵐広三君登壇〕

○五十嵐広三君 私は、日本社会党を代表し、たゞいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について、政府原案に反対する立場から討論を行うものであります。

いい国家というものは、つり天井のように宙に

浮いて存在するものではありません。国土のすみずみにまで存在する地方自治体が、よりよき姿で積み上げられて初めてよき國家が構築されるのであります。だからこそ、地方自治は、何にも増して民主主義社会にとって重要な根源的制度なのであります。憲法は、地方自治の本旨についてこれを明記しているのであります。

しかしながら、その地方自治の本旨を具体的に保障するためには、今日の地方財政の構造的危機を開き、自主、独立に足る地方財政の安定、充実を図らなければならず、現行の国中心の租税配分を改め、地方の時代にふさわしく、地方にウエートを置いた財源構造につくり直すことが必要であります。

ところが、このたびの政府原案はこれに逆行しているのであります。

まず、国民の税負担総額に対する地方税の占めるシニアを見てみます。言うまでもなく、歳出総額の三分の二を占めるがら税収が三分の一とどまるわが国の税源配分の仕組みにあっては、地方税の配分の強化拡大は最も重要な課題であります。これは党的いからんを問わず見解の一致するところであります。

しかし、政府原案は、拡大するどころか、今年度の地方税のシニア三五・五%を逆に一・三%も縮めて三四・二%に圧縮しているのであって、地方税制の改正に当たっての第一の原則に反するものであります。

また、税政策の最も重要な基本は、いかなる場合も税負担の公平、公正を期するということであり、国民の納得のいく税でなければならぬということであります。このことも何人も異論のあろうはずがない点であります。

ところが、政府原案はどうですか。およそ、税

く減税しようというのであります。この減税分八百五十八億円あれば、今日大問題になつてゐる鐵特定地方交通線の全国の廃止しようとする路線の赤字をすべて埋めることができるのであります。(拍手)

このような誤った考え方では、特定の受益者に奉仕し、今日の不公平税制を一層増幅させるばかりでなく、国民の納税意欲を減退させ、行政改革へのコンセンサスを妨げ、政治不信を深めるばかりであります。

國税における租税特別措置や地方税におけるこれら非課税等の措置は、よく言われるよう隠れた補助金であり、常に世論の批判を受けているものであつて、今日、総理がみずから政治生命をかけた補助金であります。真に行政改革、財政再建を至上命令とするすれば、鈴木総理は、直ちに本改正案を再検討するところから始めるべきことと強く主張するものであります。

しかも、これら税における特例の措置は、一度法で決まれば、隠れた補助金の名のとおり、政府に本改正案を再検討するところから始めるべきこととを強く主張するものであります。

しかも、これら税における特例の措置は、一度法で決まれば、隠れた補助金の名のとおり、政府に本改正案を再検討するところから始めるべきこととを強く主張するものであります。

しかも、これら税における特例の措置は、一度法で決まれば、隠れた補助金の名のとおり、政府に本改正案を再検討するところから始めるべきこととを強く主張するものであります。

しかも、これら税における特例の措置は、一度法で決まれば、隠れた補助金の名のとおり、政府に本改正案を再検討するところから始めるべきこととを強く主張するものであります。

しかも、これら税における特例の措置は、一度法で決まれば、隠れた補助金の名のとおり、政府に本改正案を再検討するところから始めるべきこととを強く主張するものであります。

ただいま私が申し述べたことは、余りにも常識的な民主政治の原理の問題であります。それゆえにこそ、昨年三月の参議院地方行政委員会の全員一致の附帯決議、あるいは昨年十二月の第十八次地方制度調査会などの答申でも、強く政府にその改善を求めてゐるものであります。しかるに、これが全く反映されず、むしろこれに逆行して不公平を拡大したり矛盾を深めていることは、民主主義の諸原則を無視し、地方自治の本旨を忘れたものであつて、断じて許されるものではありません。(拍手)

このような大法人等に対する底抜けの甘えの構造の反面、物価の中でも実質収入のマイナスに泣く庶民大衆に対しては、最低の暮らしに必要な生活費に税が深く食い込むような過酷なレベルに課税措置については、その一部の段階的な整理など

の提案をいたしましたところであります。

今日、参加、分権、自治を唱えの政党はなく、三つの地方の時代となり、地方財政の論議も

○議長(福田一君) これまで討論は終局いたしました。  
訴えながら、しかも、それに全く逆行する改正案を白昼堂々と提案することにはまさに驚きにたまらないところであつて、強く政府に反省を求める、眞に地方の時代の内実を求めるがゆえにこそ、政府の原案に反対を表明し、私の討論を終了する次第であります。(拍手)

○佐藤守良君登壇】  
〔本号〔二〕に掲載〕

○佐藤守良君　ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十六年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算について申し上げます。

受信料の月額につきましては、前年度どおり上

最後に、資金計画については、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。  
なお、本件には、「おむね適当」と認める。との郵政大臣の意見が付されております。  
本件は、二月二十日本委員会に付託され、二月二十六日郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、三月十九日討議もなく、採決を行った結果、全会一致をもって、本件はこれを承認すべきものと議決した次第でございます。  
なお、本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合、日本共产党及び新自由クラブの六党共同提案に係る附帯決議を付したこととを申し添えます。

〔中村弘海君登壇〕

○中村弘海君：ただいま議題となりました国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和六十年に茨城県筑波研究学園都市において開催される国際科学技術博覧会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、国は、財團法人国際科学技術博覧会協会に対して、博覧会の準備及び運営に要する経費の一部を補助することができるものとすることとあります。

第二に、郵政省は、博覧会準備等の資金に充てることを目的として、寄付金つき郵便切手を発行するることとする旨を認めた郵便法の一部を改正する法律案を提出する所である。

○議長(福田一君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

田畠第六 放送法第三十七條第一項の規定

○議長(福田一君) 日程第六、放送法第三十七条规定第二項の規定に基づき、承認を求める件を議題といたします。

次に、事業計画については、放送の全国普及を図るため、放送網の建設を行うとともに、放送衛星について必要な設備の整備、視聴者の意向に応じた豊かな放送番組の提供、視聴者の生活態様に即した営業活動による受信料収納の確保等の諸施策を実施することとし、これらの実施に当たっては極力合理的、効率的運営に努めることとしてお

日程第七 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案  
(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第七、国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術委員長中村弘海君。

国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案及び同報告書

[本号[二]に掲載]

第四回 日本住宅公団は、国際科学技術博覧会に公式に参加する外国政府等の従業員に住宅を提供できるものとし、また、博覧会協会の委託により、博覧会会場の用に供する敷地の造成及び施設の整備等を行うことができるものとすることとなります。

第五に、国家公務員、地方公務員または公共企事業体職員が博覧会協会の職員となり、再び公務員等に復帰した場合の共済年金等について、在職期間を通算することとし、また、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については公務員とみなすこととするものであります。

第四に、日本住宅公団は、国際科学技術博覧会に公式に参加する外國政府等の従業員に住宅を提供できるものとし、また、博覧会協会の委託により、博覧会会場の用に供する敷地の造成及び施設の整備等を行うことができるものとすることでもあります。

第五に、国家公務員、地方公務員または公企共業体職員が博覧会協会の職員となり、再び公務員等に復帰した場合の共済年金等について、在職期間を通算することとし、また、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については公務員とみなすこととするものであります。

本案は、去る二月十四日提出され、同日当委員会

○議長(福田一君) 採決いたします。  
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつ  
て、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(福田一君) 日程第七、国際科学技術博覽会の準備及び運  
営のために必要な特別措置に関する法律案  
(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第七、国際科学技術博覽会の準備及び運  
営のために必要な特別措置に関する法律案  
の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。科学技術委員長中村  
弘海君。

最後に、資金計画については、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当と認める。」との郵政大臣の意見が付されております。

本件は、二月二十日本委員会に付託され、二月二十六日郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、三月十九日、討論もなく、採決を行った結果、全会一致をもって、本件はこれを承認すべきものと議決した次第でございます。

なお、本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、国民會議、民社党、国民連合、日本共産党及び新自由クラブの六党共同提案に係る附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○中村弘海君登壇

【中村弘海君登壇】

本案は、昭和六十年に茨城県筑波研究学園都市において開催される国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置を講じて、科学技術委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

その主な内容は、

第一に、国は、財團法人国際科学技術博覧会協会に対して、博覧会の準備及び運営に要する経費の一部を補助することができるものとすることとあります。

第二に、郵政省は、博覧会準備等の資金に充てることを目的として、寄付金つき郵便切手を発行することとができるものとすることとあります。

第三に、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、博覧会準備等の資金に充てるることを目的として行われる製造たばこの包装利用、国鉄施設利用及び電電公社の印刷物その他の物品を利用した広告事業に対して、便宜の供与その他の援助を行うことができるものとすることとなります。

第四に、日本住宅公団は、国際科学技術博覧会に公式に参加する外国政府等の従業員に住宅を提供できるものとし、また、博覧会協会の委託により、博覧会会場の用に供する敷地の造成及び施設の整備等を行なうことができるものとすることとなります。

第五に、国家公務員、地方公務員または公企・業体職員が博覧会協会の職員となり、再び公務員等に復帰した場合の共済年金等について、在職期間を通算することとし、また、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については公務員みなすこととするものであります。

本案は、去る二月十四日提出され、同日当委員会





受諾について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(2)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案  
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案  
日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
原子爆弾被爆者等援護法案（森井忠良君外七名提出）  
一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案  
電波法の一部を改正する法律案  
一、去る十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案  
電波法の一部を改正する法律案  
一、去る十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

外

## 号 報

雄君外八名提出)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(北側義一君外二名提出)

脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国政府とオランダ王国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

特定湖沼環境保全特別措置法案（堀昌君提出）

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とギリシャ共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とオランダ王国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

特定湖沼環境保全特別措置法案

(条約第二〇号)

以上六件 外務委員会 付託  
雄君外八名提出)

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とギリシャ共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とオランダ王国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

特定湖沼環境保全特別措置法案

（交通安全管理特別委員会 付託  
雄君外八名提出）

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案は次の委員会に付託された。

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 電信委員会 付託  
雄君外八名提出)

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 電信委員会 付託  
雄君外八名提出)

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 電信委員会 付託  
雄君外八名提出)

特定湖沼環境保全特別措置法案

（交通安全管理特別委員会 付託  
雄君外八名提出）

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案は次の委員会に付託された。

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 電信委員会 付託  
雄君外八名提出)

特定湖沼環境保全特別措置法案

部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

以上二件 農林水産委員会 付託

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

以上二件 農林水産委員会 付託

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二三号)

一千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所持に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二四号)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付) 以上二件 商工委員会 付託

一、去る七月、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付) 以上二件 商工委員会 付託

おりである。

國稅通則法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一三号)

法人稅法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一五号)

輸出保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(北側義一君外二名提出、衆法第一六号)

大蔵委員会 付託

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領) 以上三件 大蔵委員会 付託

輸出保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(北側義一君外二名提出、衆法第一六号)

輸出保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(質問主意書提出) 一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

千葉県市原市姉崎字葭谷地区における市道幅員削減、違反建築物是正指導及び法令解釈に関する質問主意書(竹内猛君提出)

衆議院議員森清君提出憲法第十八条に関する質問に対する答弁書

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領) 以上三件 大蔵委員会 付託

憲法第十八条に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年二月十八日 提出者 森 清

衆議院議長 福田 一殿

憲法第十八条に関する質問主意書

日本国憲法第十八条に関する質問主意書

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(中西績介君外四名提出)

昭和五十六年度一般会計予算

昭和五十六年度特別会計予算

昭和五十六年度政府関係機関予算

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案(中西績介君外四名提出)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外四名提出)

私立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外四名提出)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

同立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

同立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

同立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

り、この英語は「奴隸であること、隸属、苦役、労役」という意味と解するが、このような意味で「苦役」という言葉を使ったものである。

憲法第二十七条规定では「勤労」という言葉が使われており、通常の用語例においても「労働」を

「苦役」と表現することはない。従つて、連合国最高司令官が承認した憲法改正案の英文の訳のとおり、奴隸に近い状態の労働を「うもの」と解するがどうか。

先に引用した合衆国憲法においては「奴隸及びその意に反する苦役」と同列に規定されていることからも、このよう理解するがどうか。

三、政府は、徵兵制を違憲とする根拠に自衛官が八条を引用している。徵兵制によつて自衛官が徴集された場合も自衛官と同じ内容の職務につくこととなり、このような職務に従事させることが、奴隸的拘束又はその意に反する苦役になるから憲法違反であるとしているが、徵兵された者の職務がこの「奴隸的拘束」又は「その意に反する苦役」の両者に該当するものであるか、何れか一方のみ該当するものであるか。

四、災害救助法第二十四条、消防法第二十九条、自衛隊法第三百三条等において、緊急の場合、一定の業務にその意に反して従事させることができることとなつてゐるが、これは憲法第十八条により憲法違反であるか。

違反でないとすれば、自衛官の職務に従事させることが憲法第十八条に該当し、消防法等の業務に従事させることが同條に該当しない根拠は何か。

五、「世界人権宣言」第四条は、「何人も、奴隸にされ、又は奴隸に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。」とし、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第八条では、次とおり規定している。

1 何人も、奴隸の状態に置かれない。あらゆる形態の奴隸制度及び奴隸取引は、禁止す  
り、この英語は「奴隸であること、隸属、苦役、労役」という意味と解するが、このような意味で「苦役」という言葉を使ったものである。

憲法第二十七条规定では「勤労」という言葉が使われており、通常の用語例においても「労働」を「苦役」と表現することはない。従つて、連合国最高司令官が承認した憲法改正案の英文の訳のとおり、奴隸に近い状態の労働を「うもの」と解するがどうか。

先に引用した合衆国憲法においては「奴隸及びその意に反する苦役」と同列に規定されていることからも、このよう理解するがどうか。

三、政府は、徵兵制を違憲とする根拠に自衛官が八条を引用している。徵兵制によつて自衛官が徴集された場合も自衛官と同じ内容の職務につくこととなり、このような職務に従事させることが、奴隸的拘束又はその意に反する苦役になるから憲法違反であるとしているが、徵兵された者の職務がこの「奴隸的拘束」又は「その意に反する苦役」の両者に該当するものであるか、何れか一方のみ該当するものであるか。

四、災害救助法第二十四条、消防法第二十九条、自衛隊法第三百三条等において、緊急の場合、一定の業務にその意に反して従事させることができることとなつてゐるが、これは憲法第十八条により憲法違反であるか。

違反でないとすれば、自衛官の職務に従事させることが憲法第十八条に該当し、消防法等の業務に従事させることが同條に該当しない根拠は何か。

五、「世界人権宣言」第四条は、「何人も、奴隸にされ、又は奴隸に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。」とし、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第八条では、次とおり規定している。

1 何人も、奴隸の状態に置かれない。あらゆる形態の奴隸制度及び奴隸取引は、禁止す



このため委託者が倒産したりして工賃未払が生じた場合には他の法規による救済ということがある。民法第三百十一条第一項第八号による救済を受けるという見解もあるが、これは実情に合わない。最近、專業家内労働者の特定委託者に対する従属化はさらに進み、その工賃によって生計のほとんどがまかなわれている。従つて、工賃については債務者の特定動産の上に先取権を有するだけとせず、民法第三百六条により雇人の給料として債務者の総財産の上に先取特権を有するものとし、労働基準法の賃金と同様の保護を与えるべきであると考えるが、政府の見解はどうか。

二 家内労働法第五条は委託打切りの予告について努力規定のみで法的実効性がない。前述のように、家内労働者の特定委託者に対する従属化が進む中で委託打切りは解雇に等しい経済的打撃を与える。従つて、このような委託打切りに対するは労働基準法第十九条、第二十条、第二十一条の保護を与えるべきであると考えるがどうか。

三 最近、各地の地場産業を担つて中小零細企業が倒産し、家内労働者は仕事がなくなり、退職金もなく、未払工賃を抱えて窮地に陥っている。ところがあらかじめ雇用保険などに加入することもできず、労働者が現社会で生きていくために最低必要な社会保障を受けることができないまま放置されている。これは人道上からみても重大な問題である。

四 以上のような状況の中で「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づく「未払賃金の立替払事業」を家内労働者に対して直ちに適用することが必要であると考えるがどうか。倒産が相次ぐ中で家内労働者は、前述のよう

に対する従属化はさらに進み、その工賃によって生計のほとんどがまかなわれている。従つて、工賃については債務者の特定動産の上に先取権を有するだけとせず、民法第三百六条により雇人の給料として債務者の総財産の上に先取特権を有するものとし、労働基準法の賃金と同様の保護を与えるべきであると考えるが、政

府の見解はどうか。

二 家内労働法第五条は委託打切りの予告について努力規定のみで法的実効性がない。前述のように、家内労働者の特定委託者に対する従属化が進む中で委託打切りは解雇に等しい経済的打撃を与える。従つて、このような委託打切りに対するは労働基準法第十九条、第二十条、第二十一条の保護を与えるべきであると考えるがどうか。

三 最近、各地の地場産業を担つて中小零細企業が倒産し、家内労働者は仕事がなくなり、退職金もなく、未払工賃を抱えて窮地に陥っている。ところがあらかじめ雇用保険などに加入することもできず、労働者が現社会で生きてい

くために最低必要な社会保障を受けることがで

きないまま放置されている。これは人道上からみても重大な問題である。

四 以上のような状況の中で「賃金の支払の確

保等に関する法律」に基づく「未払賃金の立替払事業」を家内労働者に対して直ちに適用すること必要であると考えるが、前述のよう

に社会保障による救済を受けることもできず、困難な状況に置かれている。この場合、他の債権に優先して未払工賃の支払を直ちに受けなければ雇用保険も退職金もなく生活は即刻破綻する。

五 委託者である企業が倒産し、事業主に支払能

力がない場合の具体的救済措置として設けられ

た「未払賃金の立替払事業」の適用を最も痛切に

必要としているのは家内労働者である。なおこ

の場合は、労働保険特別会計災害勘定が負

担していることを考えて、少なくとも、労災保

険特別加入を行つてある家内労働者に対しても

は、論議の余地なく即刻適用してよいと考える

がどうか。

五 前述のように家内労働者に対する労災保険特

別加入の道が開かれているが、昭和五十五年八

月十五日現在で労働省が調査した資料によれば

加入団体数が百八人であり、加入者数は全国で四

千三百六十九名、この内訳は委託者全額負担が

六百七十七名、家内労働者全額負担が二千三百

四十三名、委託者又は自治体が一部負担してい

るもののが千三百四十九名であり、保険料につ

いて家内労働者が自分で全額負担しているものが

半数を超えている。例えば東京都台東区では最

近、保険料の一〇パーセント補助を決定したが、

委託者負担や自治体の補助をさらに拡大し、労

災保険加入について一層の促進を図ることが必

要であると考へるが、政府の見解はどうか。

六 家内労働者の戸外事故についても労災保険は

適用されるべきであると考えるがどうか。家内

労働者は、名称としてむしろ在宅労働者とい

べきであり、委託者が基本的に原料、資材を搬

入し、配集するものであるが、事実上、家内労

働者が製品、資材の運搬に携わることも多い。

七 なお以上の諸点にかんがみ、家内労働法を実

情に即して改善、見直すべきときであると考え

るが、その点について政府の見解はどうか。

右質問する。

内閣衆質九四第一一二号

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣議員金子満広君提出家内労働者（家内労

働法にいう）の工賃支払の確保と社会保険問題

に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金子満広君提出家内労働者（家

内労働法にいう）の工賃支払の確保と社会

保険問題に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

二 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

三 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

四 について

内閣衆質九四第一一二号

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣議員金子満広君提出家内労働者（家内労

働法にいう）の工賃支払の確保と社会保険問題

に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

二 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

三 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

四 について

内閣衆質九四第一一二号

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣議員金子満広君提出家内労働者（家内労

働法にいう）の工賃支払の確保と社会保険問題

に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

二 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

三 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

四 について

内閣衆質九四第一一二号

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣議員金子満広君提出家内労働者（家内労

働法にいう）の工賃支払の確保と社会保険問題

に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

二 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

三 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

四 について

内閣衆質九四第一一二号

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣議員金子満広君提出家内労働者（家内労

働法にいう）の工賃支払の確保と社会保険問題

に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

二 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

三 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

四 について

内閣衆質九四第一一二号

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣議員金子満広君提出家内労働者（家内労

働法にいう）の工賃支払の確保と社会保険問題

に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

二 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

三 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

四 について

内閣衆質九四第一一二号

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

内閣議員金子満広君提出家内労働者（家内労

働法にいう）の工賃支払の確保と社会保険問題

に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

二 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

三 ところで、家内労働者と委託者との間の委託

契約に関する質問に対する答弁書

一 について

民法第三百六条第一号にいう「雇人」とは、雇

用契約によって労務を供給する者を指すものと

解される。

四 について

内閣衆質九四第一一二号



みせることは、断じて黙視できるものではない。このような態度は、現行憲法の basic 理念を一層形骸化させるばかりでなく、文民統制上も由々しきことだといわざるを得ない。

ついては、次の事項に対し政府の見解を示されたい。

一 政府は徴兵制が違憲であるとの根拠規定の一につき憲法第十八条を挙げてきたが、それは当然であり、これまでの見解を些かも変える必要はない」と考へるがどうか。

二 徵兵制違憲の根拠は、憲法第九条が前提にあつて第十八条が中心となつてゐると解するのが至当ではないのか。また、仮に憲法第九条が自衛のための必要最小限度の実力組織を認めているとの政府解釈に立つとしても、憲法第九条は、徴兵制違憲の十分の根拠規定になりうるのではないのか。

右質問する。

内閣衆質九四第一四号

昭和五十六年三月十三日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員上原康助君提出徴兵制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一について  
徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして憲法第十八条を引用する從來の政府の解釈を変更することは考えていない。

二について  
政府は、憲法第九条は自衛のための必要最小限度の実力組織を保持することを禁止していないが、その要員を充足するための手段については規定していないと解しており、いわゆる徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして同条を引用

することは考へていない。  
右答弁する。

去る十七日(火曜日)は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかつた。

第明治二十二年三月三十日  
種類便物認可

昭和五十六年三月二十日 衆議院会議録第十一号(一)

# 官報

号外 昭和五十六年三月二十日

○第九十四回 衆議院会議録 第十一号(二)

[本号(二)参照]

武器輸出問題等に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和五十六年三月二十日

提出者

山下 元利

小沢 一郎

玉沢徳一郎

山口 鶴男

山田 太郎

東中 光雄

檜崎弥之助

石井 一外三十二名

賛成者

森 美秀  
加藤 純一  
玉生 孝久  
廣瀬 秀吉  
西田 八郎  
甘利

内閣総理大臣 鈴木 善幸

物品税法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十六年二月二日

物品税法の一部を改正する法律

別表第六号に「數物類」の下に「(第九号<sup>3</sup>に掲げるものを除く。)」を加える。

別表第七号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

1 普通乗用自動車 キャンピングカー及びキャンピングトレーラー<sup>(2、4、7及び9に掲げるものを除く。)</sup>

2 小型普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のもので、長さが三三〇センチメートルを超えて、幅が一四〇センチメートルを超えて、又は気筒容積が五五〇立方センチメートル以下、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のもののうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものを除く。)、小型キャンピングカー(四輪駆動式のもの及び電気を動力源とし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものを除く。)、小型キャンピングトレーラー(長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものを除く。)、

3 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器  
4 軽普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のもので、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のもの及び電気を動力源とし、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの並びにその他のもののうち、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものを除く。)

5 乗用兼用貨物自動車(六から九までに掲げるものを除く。)  
雪上スクリーパー<sup>一七・五%</sup>  
6 大型乗用三輪自動車(電気を動力源とし、長さが三三〇センチメートルを超えて、又は幅が一四〇センチメートルを超えて、又は気筒容積が五五〇立方センチメートルを超えるものを除く。)及び大型二輪自動車(電気を動力源とし、長さが二五〇センチメートルを超えて、又は幅が一三〇センチメートルを超えるもの及びその他のもので、長さが二五〇センチメートルを超えて、幅が一三〇センチメートルを超えるもので、長さが二五〇センチメートルを超えて、又は気筒容積が二五〇立

三〇%

一七・五%  
一五%  
一〇%  
一〇%

方センチメートルを超えるものをいう。)

8 軽乗用兼用貨物自動車（電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のもののうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。）

9 小型乗用三輪自動車（電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のもののうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。）

別表第九号中「及び電気掛布」を「電気掛布及び電気敷物」に改め、「湯沸かし器」の下に「〔10に掲げるものを除く。〕」を「冷水器」の下に「〔11に掲げるものを除く。〕」を加え、「及び電気脱水機並びに」を「電気脱水機、衣類乾燥機及び」に、「9 扇風機及び冷風扇

10 湯沸かし器

11 冷水器

12 扇風機及び冷風扇

13 冷房用又は暖房用の放熱器

14 パーフィング機

15 マイクロホン

16 ラジオ受信機

17 ラジオ受信機

18 ラジオ受信機

19 ラジオ受信機

20 ラジオ受信機

21 ラジオ受信機

22 ラジオ受信機

23 ラジオ受信機

24 ラジオ受信機

25 ラジオ受信機

26 ラジオ受信機

27 ラジオ受信機

28 ラジオ受信機

29 ラジオ受信機

30 ラジオ受信機

31 ラジオ受信機

32 ラジオ受信機

33 ラジオ受信機

34 ラジオ受信機

35 ラジオ受信機

36 ラジオ受信機

37 ラジオ受信機

38 ラジオ受信機

39 ラジオ受信機

40 ラジオ受信機

41 ラジオ受信機

42 ラジオ受信機

43 ラジオ受信機

44 ラジオ受信機

45 ラジオ受信機

46 ラジオ受信機

47 ラジオ受信機

48 ラジオ受信機

49 ラジオ受信機

50 ラジオ受信機

51 ラジオ受信機

52 ラジオ受信機

53 ラジオ受信機

54 ラジオ受信機

55 ラジオ受信機

56 ラジオ受信機

57 ラジオ受信機

58 ラジオ受信機

59 ラジオ受信機

60 ラジオ受信機

61 ラジオ受信機

62 ラジオ受信機

63 ラジオ受信機

64 ラジオ受信機

65 ラジオ受信機

66 ラジオ受信機

67 ラジオ受信機

68 ラジオ受信機

69 ラジオ受信機

70 ラジオ受信機

71 ラジオ受信機

72 ラジオ受信機

73 ラジオ受信機

74 ラジオ受信機

75 ラジオ受信機

76 ラジオ受信機

77 ラジオ受信機

78 ラジオ受信機

79 ラジオ受信機

80 ラジオ受信機

81 ラジオ受信機

82 ラジオ受信機

83 ラジオ受信機

84 ラジオ受信機

85 ラジオ受信機

86 ラジオ受信機

87 ラジオ受信機

88 ラジオ受信機

89 ラジオ受信機

90 ラジオ受信機

91 ラジオ受信機

92 ラジオ受信機

93 ラジオ受信機

94 ラジオ受信機

95 ラジオ受信機

96 ラジオ受信機

97 ラジオ受信機

98 ラジオ受信機

99 ラジオ受信機

100 ラジオ受信機

101 ラジオ受信機

102 ラジオ受信機

103 ラジオ受信機

104 ラジオ受信機

105 ラジオ受信機

106 ラジオ受信機

107 ラジオ受信機

108 ラジオ受信機

109 ラジオ受信機

110 ラジオ受信機

111 ラジオ受信機

112 ラジオ受信機

113 ラジオ受信機

114 ラジオ受信機

115 ラジオ受信機

116 ラジオ受信機

117 ラジオ受信機

118 ラジオ受信機

119 ラジオ受信機

120 ラジオ受信機

121 ラジオ受信機

122 ラジオ受信機

123 ラジオ受信機

124 ラジオ受信機

125 ラジオ受信機

126 ラジオ受信機

127 ラジオ受信機

128 ラジオ受信機

129 ラジオ受信機

130 ラジオ受信機

131 ラジオ受信機

132 ラジオ受信機

133 ラジオ受信機

134 ラジオ受信機

135 ラジオ受信機

136 ラジオ受信機

137 ラジオ受信機

138 ラジオ受信機

139 ラジオ受信機

140 ラジオ受信機

141 ラジオ受信機

142 ラジオ受信機

143 ラジオ受信機

144 ラジオ受信機

145 ラジオ受信機

146 ラジオ受信機

147 ラジオ受信機

148 ラジオ受信機

149 ラジオ受信機

150 ラジオ受信機

151 ラジオ受信機

152 ラジオ受信機

153 ラジオ受信機

154 ラジオ受信機

155 ラジオ受信機

156 ラジオ受信機

157 ラジオ受信機

158 ラジオ受信機

159 ラジオ受信機

160 ラジオ受信機

161 ラジオ受信機

162 ラジオ受信機

163 ラジオ受信機

164 ラジオ受信機

165 ラジオ受信機

166 ラジオ受信機

167 ラジオ受信機

168 ラジオ受信機

169 ラジオ受信機

170 ラジオ受信機

171 ラジオ受信機

172 ラジオ受信機

173 ラジオ受信機

174 ラジオ受信機

175 ラジオ受信機

176 ラジオ受信機

177 ラジオ受信機

178 ラジオ受信機

179 ラジオ受信機

180 ラジオ受信機

181 ラジオ受信機

182 ラジオ受信機

183 ラジオ受信機

184 ラジオ受信機

185 ラジオ受信機

186 ラジオ受信機

187 ラジオ受信機

188 ラジオ受信機

189 ラジオ受信機

190 ラジオ受信機

191 ラジオ受信機

192 ラジオ受信機

193 ラジオ受信機

194 ラジオ受信機

195 ラジオ受信機

196 ラジオ受信機

197 ラジオ受信機

198 ラジオ受信機

199 ラジオ受信機

200 ラジオ受信機

201 ラジオ受信機

202 ラジオ受信機

203 ラジオ受信機

204 ラジオ受信機

205 ラジオ受信機

206 ラジオ受信機

207 ラジオ受信機

208 ラジオ受信機

209 ラジオ受信機

210 ラジオ受信機

211 ラジオ受信機

212 ラジオ受信機

213 ラジオ受信機

214 ラジオ受信機

215 ラジオ受信機

216 ラジオ受信機

217 ラジオ受信機

218 ラジオ受信機

219 ラジオ受信機

220 ラジオ受信機

221 ラジオ受信機

222 ラジオ受信機

223 ラジオ受信機

224 ラジオ受信機

225 ラジオ受信機

226 ラジオ受信機

227 ラジオ受信機

228 ラジオ受信機

229 ラジオ受信機

230 ラジオ受信機

231 ラジオ受信機

232 ラジオ受信機

233 ラジオ受信機

234 ラジオ受信機

235 ラジオ受信機

236 ラジオ受信機

237 ラジオ受信機

238 ラジオ受信機

239 ラジオ受信機

240 ラジオ受信機

241 ラジオ受信機

官 報 (号外)

3

第五条 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されたものに限る。)に該当しないもの

(軽減税率適用物品の免税移出等に係る経過措置)  
第五条 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及

五 新別表第一種第九号10に掲げる物品のうち、改正前の物品税法別表(以下「旧別表」という。)第二種第九号6に掲げる物品(改正前の物品税法(以下「旧法」という。)において課税物品に該当する)ととされていたものに限る。)に該当しないもの  
六 新別表第一種第九号11及び12に掲げる物品  
七 新別表第二種第一〇号2及び4に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号1及び2に掲げる物品(旧法において課税物品に該当することとされていたものに限る。)に該当しないもの  
八 新別表第二種第一〇号5から7までに掲げる物品

(税率の暫定的軽減)

第四条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の規定にかかるわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	税 率
1 新別表第二種第七号3に掲げる物品	施行日から昭和五六年九月三〇日まで	一五%
2 前条第一号に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日から	五%
3 前条第三号から第六号までに掲げる物品	昭和五七年九月三〇日まで	五%
4 前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五七年九月三〇日まで	五%
5 前条第八号に掲げる物品	昭和五七年一〇月一日から	一〇%
6 附則第七条第一項第一号ハの物品のうち、新別表第二種第九号4、6及び7に掲げる物品に該当するもの	昭和五八年九月三〇日まで	一〇%
7 新別表第二種第九号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五六年一〇月一日から	一〇%
8 前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五七年九月三〇日まで	一五%
9 附則第七条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号1及び2に掲げる物品に該当するもの	昭和五八年九月三〇日まで	一五%
10 附則第七条第一項第二号ハへの物品のうち、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和五八年九月三〇日まで	一五%

(軽減税率適用物品の免税移出等に係る経過措置)  
第五条 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及

第六条 第八条第一項第一号の規定による税率の適用を受ける場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十号)第八十八条の二第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当該期限の日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。

2 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同条の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において適用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十二条第二項(これららの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

### 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

前二項の規定は、次に掲げる物品で、施行日前に購入され、又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項中「その購入され又は引き取られた日の属する期間の終了日の翌日」とあるのは、同条第三項第一号に掲げる物品については「附則第一条」に掲げる当該物品に係る期間の終了日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替えるものとする。

前二項の規定は、次に掲げる物品で、施行日前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて準用する。この場合において、第一項中「その移出に

係る日の属する当該期間の終了日の翌日」とあり、及び前項中「その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了日の翌日」とあるのは、第一号に掲げる物品については「前条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了日の翌日」と、第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替えるものとする。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条

は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

二 物品税法第二十条第六項に規定する輸出物

品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第三項本文又は第五項

本文

一項又は第二十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品 同法第二十二条第六項本文(同法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。)

第六条 附則第四条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了日の翌日以後に当該各号に定める法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率

で、施行日前に購入され、又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項

中「その購入され又は引き取られた日の属する期間の終了日の翌日」とあるのは、同条

第三項第一号に掲げる物品については「附則第一条」に掲げる当該物品に係る期間の終了日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(営業開発申告に係る経過措置)  
第七条 昭和五十六年十月一日において、同日前から引き続いて次に掲げる物品の製造をする者は、物品税法第三十五条第二項前段の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、当該製造に係る物品名、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

二 附則第三条各号に掲げる物品のうち、課税

物品に該当するもの

二 次に掲げる物品のうち、昭和五十六年十月一日においては、物品税法第九条の規定により物品税を課さないこととされているもので、同日以後同条の規定に該当しないこととなるもの

イ 新別表第二種第七号9に掲げる物品

ロ 新別表第二種第九号1、2及び4に掲げ

る物品、同号6に掲げる物品のうち湯沸かし器並びに同号7に掲げる物品のうち電気洗たく機

ハ 新別表第二種第一〇号1に掲げる物品のうち大型テレビジョン受像機、同号3に掲げる物品のうち小型テレビジョン受像機及

び同号15に掲げる物品のうちマイクロホン

昭和五十六年十月一日において、同日前から引き続いて物品税法第七条第一項の規定により、同項に規定する委託又は指示をすることにより前項各号に掲げる物品の製造とみなされる行為をする者は、同法第三十五条第四項の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他の政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

三 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

四 条文の施行日以前に購入されたものとみなされる行為をする者は、同法第三十五条第四項の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他の政令で定める事項を当該物品の製造に係る

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

五 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

六 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

七 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

八 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

九 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

十 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

十一 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

十二 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

十三 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについて

造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

新別表第二種第七号3に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号2に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号1に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号4に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号5に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号6に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号7に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号8に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号9に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号10に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号11に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号12に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号13に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号14に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号15に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号16に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号17に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号18に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号19に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号20に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号21に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号22に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号23に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号24に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号25に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号26に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号27に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号28に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号29に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号30に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号31に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号32に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号33に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号34に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号35に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号36に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号37に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号38に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号39に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号40に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号41に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号42に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号43に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号44に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号45に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号46に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号47に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号48に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号49に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号50に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号51に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号52に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号53に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号54に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号55に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号56に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号57に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号58に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号59に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号60に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号61に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号62に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号63に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号64に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号65に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号66に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号67に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号68に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号69に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号70に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号71に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号72に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号73に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号74に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号75に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号76に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号77に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号78に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号79に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号80に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号81に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号82に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号83に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号84に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号85に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号86に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号87に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号88に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号89に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号90に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号91に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号92に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号93に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号94に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号95に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号96に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号97に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号98に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号99に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号100に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号101に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号102に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号103に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号104に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号105に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号106に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号107に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号108に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号109に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号110に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号111に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号112に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号113に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号114に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号115に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号116に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号117に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号118に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号119に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号120に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日

新別表第二種第七号121に掲げる物品 昭和五六年一〇月一日



## 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

新別表第二種第一〇号に掲げる物品	昭和五八年一〇月一日	一一〇〇個	五%
昭和五六年一〇月一日	一一〇〇個	五%	五%
昭和五七年一〇月一日	一一〇〇個	五%	五%
昭和五八年一〇月一日	一一〇〇個	五%	五%

前条第一項第一号に規定するマイクロホン

昭和五六年一〇月一日	一一〇〇個	五%
昭和五六年一〇月一日	一一〇〇個	五%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、同項の表の期日欄に掲げる日の区分に応じ、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、それぞれ

同表の期日欄に掲げる日の属する月の翌月の一日から起算して五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合(物品税法第二十八条第三項の廢棄がされた場合を含む。)において、当該物品の製造者(第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。)が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることについて当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金

額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その

者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることをつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

(罰則に係る経過措置)  
第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今までの税制改正の一環として、乗用兼用貨物自動車等に対し新たに物品税を課すこととするほか、小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

品	名	税 率 (%)	改 正 案	現 行
小型普通乗用四輪自動車(軽普通乗用四輪自動車を除く。)	一七・五	一五	一七・五	一五
小型キャンピングカー及び小型キャンピングトレーラー	一七・五	一五	一七・五	一五
自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器	一〇	一五	一〇	一五
大型乗用三輪自動車及び大型二輪自動車				

税率の引上げ 次の物品の税率を引き上げる。

- (一) その他  
1 新規課税又は税率引上げの際、その対象となる物品を、製造場又は保税地域以外の場所で一定数量以上所持する製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行う。  
2 その他所要の規定の整備を図る。  
3 以上の改正は、昭和五十六年五月一日から施行する。  
ただし、(一)の物品については、昭和五十六年十月一日から課税することとし、税率一〇%以下ものについて、次のとおり軽減措置を講ずる。

本案は、最近における厳しい財政事情、消費の実態、課税物品相互間の負担の均衡等に顧み、物品税の課税対象の拡大及び税率の引上げを行おうとするものである。

## (二) 課税対象の拡大

次の物品を新たに課税対象に加え、次のとおり税率を定める。

税率	五六・一〇・一・五七・九・三〇	五七・一〇・一・五八・九・三〇
一〇%	五%	一〇%
一五%	一五%	一五%
二〇%	一〇%	一五%
	軽減措置なし	

は、昭和五十六年九月三十日まではその税率を一五%とする。  
なお、以上の改正による昭和五十六年度の増収見込額は約七百億円である。

一  
卷之四

現下の財政事情、消費の実態、課税物品相互間の負担の権衡等に顧み、物品税の課税対象の拡大及び税率の引上げを行おうとする本案は、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

の株式市場の重要性に留意し、その健全な育成に努めること。

規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については前項の規定の適用はないものとする。

積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称  
発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明ら

右報告する。

衆議院議長 福田 一殿 大蔵委員長 綿貫 民輔

別紙  
物品税法の一部を改正する法律案に対する  
附帯決議

政府は次の事項について配意すべしである。

物品税について、最近の国民生活、消費の実態を踏まえ、課税基準についてさらに検討を加えるとともに、課税範囲、税率のバランスに配慮するよう努めること。

印紙税について、今後、免税点の引上げを行ふよう十分配慮するとともに、経済取引の動向並びに取引規模に適合した税負担を求めるよう、さらに検討すること。

自新税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に改め、同条第一項中「別表第一第一二三号」の下に「及び第二十四号」を加え、「政令で定める預貯金通帳」を「政令で定める通帳(以下この条において「預貯金通帳等」という。)」に、「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に改め、同条第三項中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に改め、同条第四項中「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に、「に係る預貯金と同一の種類の預貯金の」を「の種類」との当該預貯金通帳等に係るに改め、同条第五項第一号中「預貯金通帳の種類」との前項に規定する預貯金の」を「預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した当該預貯金通帳等に係る」に、「預貯金通帳の数量」を「当該預貯金通帳等の数量」に、「の

合計額を「当該印紙税額」に改め、「五百円」を「千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する過怠税の合計額が、第一項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

第二十条第三項中「第二項」を「第一項又は前項に、「五百円」を「千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の合計額を加え、同項中「預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に、「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に改める。

(二) 記載金額については、それを(から)今までに定めるところによる。

(一) 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他のによりその契約金額等の計算をすることができるときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明ら

(四) 第四項に掲げる文書について、その名稱、番号、規格その他により、当該文書の券面金額に相当する当該文書と引換えに給付される物品の価額を明らかにすることができるときは、当該明らかにすることができる金額を当該文書の記載金額とする。

(五) 第二十一号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者、名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取

税 率	五六・一〇・一・五七・九・三〇	五七・一〇・一・五八・九・三〇
一〇%	五%	輕減措置なし
一五%	一〇%	
二〇%	一五%	

また、(丁)の物品のうち、自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器について  
は、昭和五十六年九月三十日まではその税率を一五%とする。

なお、以上の改正による昭和五十六年度の増収見込額は約七百億円である。

議案の可決理由

現下の財政事情、消費の実態、課税物品相互間の負担の均衡等に顧み、物品税の課税対象の拡大及び税率の引上げを行おうとする本案は、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十六年三月十八日

衆議院議長 福田 一殿

大蔵委員長 細貫 民輔

〔別紙〕

物品税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は次の事項について配意すべきである。

物品税について、最近の国民生活、消費の実態を踏まえ、課税基準についてさらに検討を加えるとともに、課税範囲、税率のバランスに配慮するよう努めること。

印紙税法について、今後、免税点の引上げを行うよう十分配慮するとともに、経済取引の動向並びに取引規模に適合した税負担を求めるよう、さらに検討すること。

最近における株式売買の投機化現象にかんがみ、投資家保護についての適切な措置を検討すとともに、個人の金融資産の運用の場として

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に改め、同条第一項中「別表第一第二(三号)」に及び「二十四号」を加え、「政令で定める預貯金通帳」を「政令で定める通帳(以下この条において「預貯金通帳」という。)」に、「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」と改め、同条第三項中「預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に改め、同条第四項中「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に改め、同条第五項第一号中「預貯金通帳の種類」との前項に規定する預貯金の「」を「預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した当該預貯金通帳等に係る」と、「預貯金の数量」を「当該預貯金通帳等の数量」に、「に係る預貯金と同一の種類の預貯金の」を「の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る」に改め、

同項第一号中「印紙税額」の下に「及び当該印紙税額の合計額」を加え、同条第七項中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に、「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に改める。  
第二十条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」と「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。  
5 前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。  
第二十条第三項中「前二項」を「第一項又は前項に、「五百円」を「千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項に規定する課税文書の作成者から当該課税文書に係る印紙税の納稅地の所轄稅務署長に對し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査書があつたことにより当該申出に係る課税文書について國稅通則法第三十二条第一項(賦課決定)の規定による前項の過怠税についての決定がなるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付しなかつて印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合で「記載金額」に改め、二次のよう改める。  
ニ 次の(一)から(四)までの規定に該當する文書を乗じて計算した金額との合計額に相当する額とする。  
第二十七条中「課する」を「科する」に改める。  
別表第一課税物件表の適用に関する通則 4 下に「当該文書により証されるべき事項に係る金額」と「(以下この4において「契約金額等」という。)」を加え、「記載金額」を「この4において「記載金額」に改め、ニ次のよう改める。  
ニ 次の(一)から(四)までの規定に該當する文書

(一) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

(二) 第四号に掲げる文書について、その名称、番号、規格その他により、当該文書の券面金額に相当する当該文書と引換えに給付される物品の価額を明らかにすることができるときは、当該明らかにすることができる金額を当該文書の記載金額とする。

四 第二十二号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金額若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取



件の下に過怠税を軽減する措置を講ずる。

2 物品切手、諸負契約書等の記載金額の計算方法を整備する。

3 申告及び納付等の特例が認められている。

預貯金通帳のほかに、一定のものを加える。

4 その他所要の規定の整備を図る。

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行することとする。なお、新税率は昭和五十六年五月一日から適用する。

なお、以上の改正による昭和五十六年度の増収見込額は約三千六百九十億円である。

二 議案の可決理由

現下の財政事情、印紙税の負担状況等に顧み、印紙税の税率を引き上げようとする本案は、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

大蔵委員長 締貫 民輔

[別紙]

印紙税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は次の事項について配意すべきである。

一 物品税について、最近の国民生活、消費の実態を踏まえ、課税基準についてさらに検討を加えるとともに、課税範囲、税率のバランスに配慮すること。

一 印紙税について、今後、免稅点の引上げを行うよう十分配慮するとともに、経済取引の動向並びに取引規模に適合した税負担を求めるよう、さらに検討すること。

一 最近における株式売買の投機化現象にかんがみ、投資家保護についての適切な措置を検討するとともに、個人の金融資産の運用の場としての株式市場の重要性に留意し、その健全な育成

に努めること。

#### 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十六年二月二日 内閣総理大臣 鈴木 善幸

有価証券取引税法の一部を改正する法律  
有価証券取引税法(昭和二十九年法律第二百二号)  
の一部を次のよう改定する。

第十条中「左の」を「次の」、「乙」その他の有

価証券の譲渡 「乙」その他の有価証券の譲渡  
丙 その他の有価証券の譲渡

渡 「乙」その他の有価証券の譲渡  
丙 その他の有価証券の譲渡

十五」を「万分为五十五」と、「乙」その他の有価

券の譲渡 「乙」その他の有価証券の譲渡  
丙 その他の有価証券の譲渡

第一項第一号に掲げる有価証券の譲渡 「乙」  
その他の有価証券の譲渡  
丙 その他の有価証券の譲渡

十五」を「万分为五十五」と、「乙」その他の有価

券の譲渡 「乙」その他の有価証券の譲渡  
丙 その他の有価証券の譲渡

税の納付は、同項に規定する有価証券取引税を作成し、当該有価証券取引税に当該納付すべき有価証券取引税の額に相当する印紙をはり付け、かつ、当該有価証券取引書の紙面と印紙の彩紋とにかく、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消す方法によつてしなければならない。

第一項前段の有価証券取引税の納税義務者は、大蔵省令で定めるところにより、同項後段又は前項後段の規定により作成した有価証券取引書を保存しなければならない。

第十三条第二項中「前条第一項」を「前条第一項

前段に、「同項の規定による納付をし」を「当該納付すべき有価証券取引税を納付し」に改め、「同項の規定にかかるわざ」を削る。

第二十二条中「第十二条第三項」を「第十二条第

一項又は第二項」に改める。

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同

項第一号中「偽偽」を「偽り」に改め、「第十二条第一項」の下に「又は第十二条第一項」を加え、「免かれ」を「免れ」に改め、同項第三号を削る。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、第五号を

第六号とし、第二号から第四号までを「一号ずつ繰り下げる、第一号の次に次の一号を加える。

第二十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつた者

第六号とし、第二号から第四号までを「一号ずつ繰り下げる、第一号の次に次の一号を加える。

2 新法第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならない者は、施行日以後三年以内に有価証券の譲渡につき課されるべき有価証券取引税(同条第二項に規定する政令で定める金額以下である有価証券取引税を除く)に限り、改正前の有価証券取引税法第十二条第一項及び第三項の規定により政府に納付することができる。この場合において、同項の規定の例により作成した有価証券取引書は、新法第十二条第二項後段の規定により作成した有価証券取引書とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のよう改定する。

第五条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第七条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第九条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十四条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十二条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十三条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十六条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十九条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十二条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十四条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十七条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十八条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十九条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十二条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十三条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十四条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十六条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十七条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十八条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十九条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第六十条 第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項(印紙納付)」を「第十二条第一項(納付)」に改める。

(罰則に関する経過措置)





会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び」を加え、同項の表の第二号から第四号までの規定中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に改め、同条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「が保険業法に規定する相互会社」を削り、「である場合には」を「にあつては」に改める。

第六十二条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「定」を「定め」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十二条第五項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 不動産賃付業

第七十二条第五項第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 駐車場業

第七十二条第七項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第十五号の一の次に次の二号を加える。

十五の三 コンサルタント業

第七十二条第七項第十六号の一の次に次の二号を加える。

十六の三 デザイン業

第七十二条第八項中「範囲」の下に「並びに前項第十五号の三に掲げる事業及び同項第十六号の三に掲げる事業の範囲」を加える。

第七十二条の四第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第七十二条の五第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

に改め、同項第四号中「真珠貝養殖調整組合連合会」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会」を加える。

第七十二条の六十第一項及び第二項中「詐偽を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、それぞれ第一項又は第二項の罪についての時効の期間による。

第七十三条の二第十一項中「土地区画整理事業」の下に「農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び」を加え、同条第十二項中「同法第八条の二」の下に「農住組合法第八条第一項において適用する場合及び」を加える。

第七十三条の大第三項中「換地の取得」の下に「農住組合法第八条第一項において適用する土地区画整理法第八条第一項又は第八項の規定による換地の取得を含む。」を、「準用する場合を含む。以下本項において同じ。」の下に「及び農住組合法第八条第一項」を加え、「日本住宅公团法第四十二条において適用する場合及び」を「日本住宅公团法第四十二条及び農住組合法第八条第一項において適用する場合並びに」に改める。

第一百二十九条第七項中「写」を「写し」に、「六月間」を「一年間」に改める。

第一百二十九条第一項第四号中「第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する」を

〔第四十一条の十一〕第八項の規定により読み替えて適用される」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 資本等の金額 資本の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいう。

第二百九十六条第一項中「次の各号に」を「次に」、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会」を並びに社会保険診療報酬支払基金に改め、同項第二号中「中小企業団体中央会」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会」を加える。

第三百十二条第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項の表の第一号中「資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社については、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第五項において同じ。）」を「資本等の金額」に改め、「超える法人」の下に「保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び」を加え、同項の表の第二号から第四号までの規定中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に改め、同条第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第五項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本等の金額」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「が保険業法に規定する相互会社」を削り、「である場合には、当該相互会社の資本の金額又は出資金額」を「にあつては、当該法人の資本等の金額」に改める。

第三百二十四条の二第一項第十号中「二十二万円」の下に「（その控除対象配偶者が老人控除対

象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものをいう。第五項において同じ。）である場合には、二十三三万円）を加え、同条第五項中「又は所得割の納税義務者の」の下に「老人控除対象配偶者若しくはその他の」を加える。

第三百四十四条の六第一項中「百分の十一・一」を「百分の十一・三」に、「百分の十四・五」を「百分の十四・七」に改める。

第三百一十四条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改め、同条第五項中「定」を「定め」に、「前項を第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三百四十三条第六項中「土地区画整理事業」の下に「農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び」を、「同法第一百条の二」の下に「農住組合法第八条第一項において適用する場合及び」を加え、「保留地に係る第一項」を「保留地に係る同項」に改める。

第三百四十八条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号の六中「踏切保安装置」の下に「これらに類する踏切道及び踏切保安装置として政令で定めるものを含む。」を加え、同項第十号中「固定資産の下に「(こと)もの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一条）第一条第三項に規定する指定法人が児童福祉法による児童福祉施設の用に供する固定資産にあつては、政令で定めるものを除く。」を加え、同項中第二十八号を削り、第二

十八号の二を第二十八号とする。

第三百四十九条の三第六項中「三分の二」を

「四分の三」に改め 同条に次の一項を加える。

28 貿易研修センターが貿易研修センター法第

十六条第一号又は第二号に規定する業務の用

に供する固定資産で政令で定めるものに対し

て課する固定資産税の課税標準は、前二条の

規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の三分の一

の額とする。

第四百四十五条の二を削る。

第四百四十七条第一項中、「第四百四十五条の二」を規定するもののはか」を削る。

第四百四十八条第一項及び第四百四十九条中「第四百四十五条の二第五項又は」を削る。

第四百八十九条第一項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十二号の三までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号の四中「アセタルデヒド(揮発油を原料とするものに限る。)」を削り、同号を同項第二十二号の三とする。

第四百九十二条の次に次の二条を加える。

(ガス税の納稅義務の免除等)

第四百九十二条の二 市町村は、ガスの使用がガス事業法第二十条ただし書の規定による認可を受けた契約(その契約の期間が一年以下のものに限る。)に基づくガスの使用でエネルギーの利用の合理化及び効率化に資するものとして政令で定めるものに該当し、かつ、当該ガスの使用が当該政令で定めるガスの使用であることにつき市町村長の確認があつたときは、当該ガスの使用に係るガスに対し課するガス税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 市町村長は、ガス税の納稅者(特別徴収すべきガス税にあつては、特別徴収義務者)からその納付すべきガス税(特別徴収すべきガス税にあつては、納入すべきガス税)について前

項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、

同項に規定する契約に基づくガスの使用を開始した日から十五月を経過するまでの期間を限つて、当該ガス税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。ただし、正当な理由があると認められる場合には、当該期間は、市町村長が定める相当の期間とすることができる。

3 前項の場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係るガス税について第一項の規定を適用することができないものであることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係るガス税に係る地方団体の徴収金について、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係るガス税に係る地方団体の徴収金を納付又は納入しなければならない。

5 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第二項の規定による徴収の猶予について、第十二条、第十六条の四第一項に規定する申告又は申請をすべき旨の申出があつた場合において、当該ガス税について第一項の規定が適用されるべきものであると認められるときは、当該申告又は申請をしなければならない。

6 市町村は、ガス税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該ガス税に係るガスの使用が第一項の規定に該当するものであつて、かつ、同項の市町村長の確認があつたときは、当該ガス税の納稅者(特別徴収すべきガス税にあつては、特別徴収義務者)からその納付すべきガス税(特別徴収すべきガス税にあつては、納入すべきガス税)について前

るガス税にあつては、特別徴収義務者の申請に基づいて、当該ガス税に係る地方団体の申

請にに基づいて、当該ガス税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

7 市町村長は、前項の規定によりガス税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充當しなければならない。

8 前項の規定によつてガス税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

9 ガス税の特別徴収義務者は、その特別徴収すべきガス税について、納稅者から第二項又は第六項に規定する申告又は申請をすべき旨の申出があつた場合において、当該ガス税について第一項の規定が適用されるべきものであると認められるときは、当該申告又は申請をしなければならない。

10 第一条の二の規定及び第二項の申告の手続その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11 第五百八十五条第五項後段を次のように改める。

第一項の確認及び第二項の申告の手続その他の前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第五百八十五条第五項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十一項中「日以後」とあるのは「日以後においては」と、「後にして」とあるのは「日以後においては」と、「取得があつたときは、当該徴前の土地の取得をもつて」とあるのは「取得又は所有をもつて」と、「取得があつたときは、当該徴前の土地の取得をもつて」とあるのは「取得又は所有をもつて」と、「取得とみなす」とあるのは「取得又は所有とみなす」と、「取得者を取得者とみなし」とあるのは「取得者又は所有者を当該仮換地等である土地に係る第五百八十五条第一項中「取得者」とあるのは「第五百八十五条第一項中「取得者」とあるのは「第五百八十五条第一項の土地の所有者等とみなして」と、同条第十一項の土地の所有者等とみなして」と読み替えるもの

とする。

第五百八十六条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第十七号中「同条第三項の福利厚生会社又は日本勤労者住宅協会」を「又は同条第三項の福利厚生会社」に改め、同号の次に

十七の二 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第二十三条第二号又は第三号に規定する業務の用に供する土地

第五百八十六条第二項第十二号の四中「第三十一条第一項第四号又は第六号」を「第三十一條第一項第六号」に改め、同項第二十二号の五及び第二十二号の六を削り、同項第二十八号中の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。



附則第十一条第七項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十七年三月三十日」に改め、「附則第十一条の三中「附則第十一条の三」を「附則第十一条の五」に改め、同条を附則第十一条の五とする。

附則第十一条の二第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「当該譲渡した土地の固定資産課税台帳に登録されていない価格が固定資産課税台帳に登録されない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格に相当する額」を「次号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項ただし書中「前条第二項」を「附則第十一条第二項から第四項まで」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該譲渡した土地の固定資産課税台帳に登録された価格 (当該譲渡した土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額

二 当該土地の取得が当該土地の上にある住宅を取得していった場合 第十一条の二第一項に改め、同条第九項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十日」に改め、同条第十項中「附則第十一条の二第九項」を「附則第十一条の四第九項」に改め、同条を附則第十一条の四とする。

附則第十一条の次に次の見出し及び二条を加える。  
 (住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取扱に対する不動産取得税の特例)  
 第十二条の二 住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が昭和五十六年七月一日から昭和六十一年六月三十日までの間に行なわれたとき限り、第七十三条の十五第一項の規定にかかるとおり、百分の三と

三 百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格に相当する額 (次号において「登録価格等に相当する額」という)。  
 二 当該土地の取得が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地の取得である場合 登録価格等に相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額

附則第十二条の二第二項中「前条第三項の規定は前項に規定する土地の取得が同条第三項の区域内にある土地の取得である場合について、第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は」を「第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は」に改め、「準用す

る」を「準用する」に改め、「前条第三項中「前項」とあるのは「次条第二項」と削り、「附則第十二条の二第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二第二項」を「附則第十二条の四第三項」に改め、同条第五項中「附則第十二条の二第二項」を「附則第十二条の四第五項」に改め、同条第七項中「雇用促進事業法第十九条第三項第四号の資金の貸付け」を「身体障害者雇用促進法昭和三十五年法律第二百二十三号」第十八条第一項第三号の助成金の支給」に、「昭和五十六年三月三十日まで」を「昭和五十六年十月一日から昭和五十八年三月三十日までの間」に、「当該貸付けを受けた額の三分の一に相当する額」を「価格の六分の一に相当する額」に改め、同条第八項中「附則第十二条の二第七項」を「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三第一項」に改め、同条第九項中「昭和五十六年三月三十日」を「昭和五十八年三月三十日」に改め、同条第十項中「附則第十一条の二第九項」を「附則第十二条の三第一項」に改め、同条第二項第一号と同条第二項第二号との間に「同号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

二 土地を取得した者が当該土地の上にある住宅を取得していった場合 第十一条の二第一項若しくは第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率を乗じて得た額」とあるのは、「税率を乗じて得た額の四分の三に相当する額」とする。

三 条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十二条の三第一項第一号」と、「これら」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二を削る。

附則第十二条の三第一項中「昭和五十五年度」を「昭和五十七年度」に改め、同条第二項中「昭和五十五年度」を「昭和五十七年度」に、「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三第一項」に改め、同条第五号中「ごみ処理施設及び」の下に「一般廃棄物の最終処分場並びに」を加える。

附則第十五条第一項中「昭和五十五年一月一日まで」を「昭和五十五年一月一日から昭和五十六年一月一日までの間に」「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第五項中「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十七年一月一日」に改め、同条第十項中「昭和五十年一月二日から昭和五十五年一月一日まで」を「昭和五十五年一月二日から昭和五十六年九月三十日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項中「並びに消防法第十条第一項に規定する貯蔵所で政令で定めるものに係る消防堤を「四分の三」とする。」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「昭和五十三年度から昭和五十五年度まで」を「昭和五十六年度から昭和五十八年度まで」に、「固定資産税については、

当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後三年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五」を固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を「未利用エネルギーの有効利用の促進又は」を削り、「昭和五十三年四月一日から昭和五十五年三月三十日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十七年一月一日」に改め、同項を同条第十六項として、同条第十八項を同条第十七項とし、同条に次の七項を加える。

18 通信・放送衛星機構が昭和五十九年三月三十一日までに取得し、かつ、直接通信・放送衛星機構法第二十八条第一項第二号に規定する業務の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、その後三年度分の固定資産税については、当該機械その他の設備で政令で定めるもの（当該機械その他の設備につき昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間で自治省令で定める期間内に新たに取得されたものに限る）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

19 石油以外のエネルギー資源の当該資源の存する地域における有効利用の促進に資する機械その他の設備で政令で定めるもの（当該機械その他の設備につき昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間で自治省令で定める期間内に新たに取得されたものに限る）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

20 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者が同法第六条第一項に規定する都道府県卸売市場整備計画に基づき、政府の補助を受けて昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に取得した同法第二条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条の三第三项又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に係る固定資産のうち当該地方鉄道業者が取得した日の前日において国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下本項において「交納付金法」という。附則第十七項から第十九項までの規定（地方税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十八号）附則第二十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交納付金法附則第十四年法律第十二号）附則第二十一條第五項に地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）附則第二十一條第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交納付金法附則第十八項の表の第五号の規定を含む。以下本項において同じ。）の適用があつた償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三第二十六条の規定にかかるわらず、交納付金法附則第十七項の規定にかかるわらず、交納付金法附則第十七項から第十九項までの規定による算定方法に準じ、自治省令で定めるところにより算定した額とする。

21 日本国に鉄道経営再建促進特別措置法第八条第六項に規定する特定地方交通線を廃止する場合に必要となる同法第二項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第十二条第一項に規定する地方鉄道業を経営する者が、同法第二十四条第二項の規定に基づく政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該機械及び装置に対する固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

22 地方鉄道法の規定による地方鉄道業者が昭和六十一年三月三十一日までに取得した第三百四十九条の三第二十六条に規定する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の三第三项から第十九項までの規定にかかるわらず、当該家屋及び償却資産に対しても新たに固定資産税が課されるべき価格の四分の三の額とする。

23 農業組合が昭和五十八年一月一日までに取得し、かつ、農業組合法第七条第二項第四号に規定する事業の用に供する機械及び装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該機械及び装置に対する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

24 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が身体障害者雇用促進法第十八条第一項第三号の助成金の支給を受けて昭和五十六年十月一日から昭和五十七年一月一日までの間に取得した当該事業所の

事業の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該家屋及び償却資産に対しても新たに固定資産税が課されるべき価格の二分の一の額とする。

25 附則第十六条第四項中「当該貸家住宅の一部が専ら住居として貸家の用に供されている場合」を「当該貸家住宅が専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他政令で定める貸家住宅である場合」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十七年一月一日」に改める。

26 附則第三十一条中「昭和五十六年五月三十一日」を「昭和五十九年五月三十一日」に改める。

27 附則第三十二条中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

28 道府県は、日本国有鉄道の補助を受けた場合においては、当該取得が昭和六十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第六

附則第三十三条を附則第三十二条の五とし、同条の次に次の二条を加える。  
**(国民健康保険税の減額の特例)**  
第三十三条 昭和五十六年度分の国民健康保険税に限り、第七百三条の五の規定の適用について、同条第六項中「第三百四十四条の二第二項に規定する金額」とあるのは、「二十三万円」とする。  
附則第三十三条の二第一項中「第三十七条の三まで」の下に、「附則第三条の三第一項及び第二項」を加え、同条第六項中「第三十七条の三まで」の下に、「附則第三条の三第一項及び第二项」を、「第三百四十四条の八」の下に、「附則第三条の三第三項及び第四項」を加える。  
附則第三十三条の三第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。  
**六 附則第三条の三の規定の適用について**  
は、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項第一号及び第四項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とす

附則第三十三条の三第四項中「第三百四十四条の八第一項」との下に、「同条第一項中」とあるのは「同条第三項中」と、「同条第一項中」とあるのは「同条第四項中」と、「同条第二項第二号及び第四項第三号」とあるのは「同条第二項第三号及び第四項第二号」とを加える。  
附則第三十四条第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

附則第十七項中「昭和五十五年三月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

部を改正する法律  
号)の施行の日

の二、第六十二条、第七十二条の六十及び第三百二十四条の改正規定並びに次条及び附則第十六条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定め  
る日

国民健康保険税の減額の特例

**第三十三条** 昭和五十六年度分の国民健康保険税に限り、第七百三条の五の規定の適用については、同条中「第三百十四条の二第二項こ

### 六 附則第三条の二の規定の適用について

規定する金額」とあるのは、「一十三万円」とする。

### び附則第三十四条第一項の規定による道府

渡所得の金額」と同様第一項第二号及び

案の「第三項及び第四項」を加える。  
附則第三十三条の第三項中第六号を第七号  
とし、第五号の次に次の一号を加える。  
六 附則第三条の三の規定の適用について

附則第三十四条第四項中「「第三百十四条の八

は「山林所得金額並びに附則第三十三条の

は「同条第三項中」と、「同条第一項中」とあるの

等の金額」と、同条第二項中「適用した場合

第四項第三号」とあるのは「同条第一項第二号及

### 所得割の額及び附則第三十三条の三第一項

附則第三十五条の二第一項中「昭和五十六年

同項第一号中「山林所得金額」とあるのは

一號中「昭和五十五年十一月三十一日」を「昭和

## 第一項に規定する土地等に係る事業所得等

## （国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事項）

第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割

## 第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

定による道府県民税の所得割の額」とす  
る。

一部を次のように改正する。

昭和五十六年三月二十日 衆議院会議録第十一号(二)

昭和五十六年三月二十日 衆議院会議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三八四

は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

3 新法第五十一条第一項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。第六項において同じ。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第五十七条第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであった道府県民税の法人税割については、なお従前の例による。

5 新法第五十二条第一項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後の法人税割については、なお従前の例による。

7 旧法附則第十一条第二項及び第三項の規定によつて課する不動産取得税については、なお従前に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の規定により法人税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第五十七条第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであった道府県民税の法人税割については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条第五項、第七項及び第八項の規定は、昭和五十六年以後の年の年中における法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新法第七十二条第五項、第七項及び第八項の規定は、昭和五十六年以後の年の年中における法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(旧法)という。附則第九条第四項の規定は、昭和五十五年度分までの個人の事業税における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)の規定は、昭和五十五年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税から適用し、昭和五十五年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税から適用し、昭和五十五年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が施行日前から引き続き新法第七十二条の五第四項に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 昭和五十六年七月一日以前の不動産の取得が、新法第七十三条の二二十四第一項若しくは第二项、新法第七十三条の二十七の二第一項、新法附則第十一条の四第一項若しくは第九項、第一項の規定によりその例によることとされる旧法附則第十一条の二第一項、第七項若しくは第九項又は第九項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条の二第七項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「當該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは、「當該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは、「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得

に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出すべき申告書で、新法第五十七条第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が施行日前である場合に限り、当該申告書に係る道府県民税の均等割として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和五十六年七月一日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住に供されたことのないものの購入を含む。)の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。)をした者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における前後の建築に係る住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

4 新法第七十三条の十五第一項の規定は、昭和五十六年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に家屋で住宅以外のもの(以下この項において単に「家屋」という。)の新築の工事に着手した者が、当該家屋を当該新築により取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該家屋の取得が昭和五十七年十二月三十一日までに行われたとき限り、なおその効力を有する。

5 前項の規定にかかわらず、旧法第七十三条の十五第一項の規定は、昭和五十六年一月一日前に家屋で住宅以外のもの(以下この項において単に「家屋」という。)の新築の工事に着手した者が、当該家屋を当該新築により取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該家屋の取得が昭和五十七年十二月三十一日までに行われたとき限り、なおその効力を有する。

6 昭和五十六年七月一日以前の不動産の取得が、新法第七十三条の二二十四第一項若しくは第二项、新法第七十三条の二十七の二第一項、新法附則第十一条の四第一項若しくは第九項、第一項の規定によりその例によることとされる旧法附則第十一条の二第一項、第七項若しくは第九項又は第九項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条の二第七項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「當該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは、「當該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは、「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得

7 旧法附則第十一条第二項及び第三項の規定によつて課する不動産取得税については、なお従前に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条の二第七項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「當該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは、「當該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは、「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得

くは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が施行日前から引き続き新法第二百九十六条第二項に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

3 新法第三百十二条第一項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の市

**第六条** 新法第一百一十九条第七項の規定は、施行日以後に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管について適用し、施行日前に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

**第七条** 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

この法律の施行の際、国民健康保険組合若し

にあつては当該取得の日から二年以内、同条第一項第一号の適用を受ける土地の取得にあつては取得の日から一年以内とあるのは当該取得の日から三年以内と、「これら」とあるのは同項と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一条の二第七項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設」と「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一条の二第七項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

前項の規定にかかるわらず、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十二条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第三百二十二条の十三第二項の規定の適用を受ける法人が

5 又は納付すべきであつた市町村民税の滞害について、なお從前の例による。

新法第三百四十四条の六第一項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお從前

の例による。

4 町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお前述の例による。

前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらとの規定を同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十二条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税の均等割として納付した。

6 昭和五十三年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する機械その他の設備に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)

昭和五十年一月一日から昭和五十五年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対しても課する固定資産税については、なお従前の例による。

昭和五十一年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に新築され、又は増築された旧法附則第十五条第十三項に規定する防油堤に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

昭和五十三年度から昭和五十五年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなつた旧法附則第十五条第十四項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであった市町村民税の法人税割について、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

**第八条** 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十六年度分の固定資産税から適用し、昭和五十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

昭和五十五年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地保有税について、なお従前の例による。

新法第五百九十六条第二号の規定は、昭和五十六年七月一日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対する課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対する課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十二条 新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十六年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお從前の例による。

2 次項及び第四項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地

し、昭和五十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)

第十一条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用する電気に対し課すべき電気税（特別徴収に係る電気税について、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税について、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(ガス税に関する経過措置)

第十一 条 新法第四百九十二条の二の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用するガスに對しあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るものについて、なお従前の例による。



<p><b>四 ガス税</b></p> <p>ガスリーの利用の合理化及び効率化に資する一定のガスの使用についてはガス税を課せるものとする。</p> <p><b>五 非課税措置等の整理合理化</b></p> <p>不動産取得税、固定資産税、電気税等に係る非課税等の特別措置を整理合理化する。</p> <p><b>六 更正、決定等の制限期間及び罰則等</b></p> <p>1 脱税の場合の更正、決定等は、法定納期限の翌日からの起算して七年(現行五年)を経過する日まで認められることとする。 脱税の場合の徴取権の消滅時効は一定の期間進行しないものとする。</p> <p>2 道府県民税、事業税及び市町村民税及び地代、脱税に係る法定刑の长期を五年(現行三年)とするところに、法人等に係る脱税に関する罪についての公訴时效期間を五年とする。</p> <p>八 国有資産等所在市町村交付金及び納付金</p> <p>日本国有鉄道の市町村納付金に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限を昭和五十七年三月三十一日まで延長する。</p> <p>九 施行期日</p> <p>前記五の改正及び六の電気税関係の改正は昭和五十六年六月一日から、二の改正は昭和五十六年七月一日から、三の改正は昭和五十六年八月一日から、四の改正は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、その他の改正は昭和五十六年四月一日からそれぞれ施行する。</p> <p>なお、地方税制の改正の結果、昭和五十六年</p>
<p>度においては、七回五十六億円(平年度十五百三十九億円)の增收が見込まれる。</p> <p><b>十一 議案の可決理由</b></p> <p>地方財政の実情にかんがみ、地方税負担の現状を勘案して、その負担の適正化、地方税源の充実等を図らうとする本議案は、當初の趣旨、可決すべきものと議決した。</p>
<p><b>〔別冊〕</b></p> <p>日本放送協会昭和56年度収支予算、事業計画及び資金計画 昭和56年度収支予算</p>
<p><b>予算總則</b></p> <p>第1条 昭和56年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。</p> <p>第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵收する受信料の月額は、カラーテレビジョン目に係る電気税の非課税措置の廃止等を内容とする修正案が、また公明党・国民公議及び公正社会・国民連合から、個人住民税の所得控除の額の引上げ、軽自動車税の月額課税制度の存続等を内容とする修正案が、日本共産党から、昭和五十六年度に限り、個人住民税及び本法人、配偶者及び扶養親族一人につき一定期の税額控除の採用を内容とする修正案が提出されたが、これらを相次ぎなされた。</p>
<p>右報告する。</p> <p>昭和五十六年三月十九日</p> <p>衆議院議長 稲田 一殿</p> <p>地方行政系議員 大勝 恵</p> <p>右 國会に提出する。</p> <p>昭和五十六年三月十九日</p> <p>内閣總理大臣 鈴木 勝幸</p> <p>第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。</p> <p>第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができる。</p> <p>第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。</p> <p>2 前年度予算總則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。</p>

第6条 手帳費は、予見しがたい手帳の不足に完てる以外にこれを使用することができない。  
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

**第8条** 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 この場合において、事業収支差金が予算額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の趣り研べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

**第11条** 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

**第12条** 業務に因る調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

(事業収支)

(款) 事 業 収 入	282,973,802千円
(項) 受 交 付	276,312,682千円
受 信 収 入	1,003,414千円
雜 取 入	5,433,846千円
特 別 収 入	223,960千円
業 支 出	271,834,117千円
事 給 与	92,834,339千円

内 国	送 費	71,235,580千円
国際放送	費	1,727,781千円
常業調査	費	40,055,880千円
研究開発	費	3,210,566千円
管理費	費	38,372,860千円
減価償却	費	3,456,531千円
財務費用	費	640,580千円
特別備予	費	2,500,000千円
(款)事業收支差金		11,139,685千円
(資本取扱)		
(款)資本収入		35,536,500千円
(項)事業收支差金受入れ		7,493,000千円
減価償却引当金		17,800,000千円
資産受入		480,500千円
放送債券償還積立資産も どし入れ		770,000千円
放送債券		7,000,000千円
長期借入金		1,923,000千円
(款)資本支出		35,536,500千円
(項)建設費		27,000,000千円
出		273,500千円
放送債券償還積立資産繰 入れ		8,276,000千円
放送債券償還金		770,000千円
長期借入金返還金		4,217,000千円
事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、282,740,942千円、事業支出か ら特別支出を除いた経常事業支出は、271,193,537千円であり、経常事業收支差金は、11,556,405千円 である。		

日本放送協会の事業運営は、昭和55年度における受信料改定時期の遅れによる減収及び経済的諸

条件の変動等により、厳しい状況下に推移している。

昭和56年度は、この厳しい状況をふまえ、経営計画の第2年度として、財政の安定を図ることを基本課題とし、収入の確保に全力を傾注するとともに、経営全般にわたり、権力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を受けとめ、これを事業運営に積極的に反映して、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めることとする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも聴視者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の建設を行はばか、放送衛星について必要な設備の整備を進めるとともに、中波放送所の増力整備を行うほか、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。

(3) 社会環境の激しい変化の中、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い、視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に反映させるとともに、協会の基本的性格等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、國際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 前年度に引き続き、通信・放送衛星機器に対する出資を行う。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に 140 億 5,500 万円、演奏所の整備に 7 億 5,500 万円、放送衛星機器の整備に 77 億 7,400 万円、研究設備の整備等に 44 億 1,600 万円、総額 270 億円をもって施行する。

## 外 命 命

### 加

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的に進めることとし、130 地区にテレビジョン局の建設を完成し、60 地区の建設に着手するほか、辺境における共同受信施設については、370 施設を設置する。

また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。

これらに要する経費は、101 億 2,600 万円である。

(2) ラジオ放送網計画

中波放送所の増力整備等を進めるほか、中波放送局 3 局の建設を完成するとともに、FM 放送局 5 局の建設を完成し、5 局の建設に着手する。

また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、39 億 2,900 万円である。

(3) 演奏所整備計画

老朽、狭い、な地方放送会館の整備を取り進める。

(4) 放送設備整備計画

ローカル放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい報道取材用機器及び中継放送用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、77 億 7,400 万円である。

(5) 研究設備、一般施設整備計画等

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。

これらに要する経費は、44 億 1,600 万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員及び給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、専業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に 120 人の減員を行い、総員を 16,450 人とする。

これに要する給与は、総額 928 億 3,453 万 9 千円である。

(2) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1 日 17 時間 30 分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、夜間の番組の刷新、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送については、放送時間と放送地域の拡充を行う。教育放送は、1 日 18 時間の放送時間によ

り、各種教育番組を中心とした編成し、教育、教養番組の充実強化を図る。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、番組の刷新を図り、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心とした編成し、聴取者の意向にこたえて充実を図る。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、470億353万円である。すなわち、番組制作に423億2,248万4千円、番組の編成企画その他に46億8,104万6千円である。

1 放送施設の運用維持については、直局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、173億9,904万2千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度67億7,682万9千円に対し、5,617万9千円の増額となり、総額68億3,300万8千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度666億7,689万2千円に対し、45億5,868万8千円の増額となり、総額712億3,558万円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際情の理解と親善に寄与するとともに、海外の日本人に対する内外諸情報の提供を積極的に行う。また、聴取の実態に即して、受信の改善に努める。

このため、前年度16億7,866万8千円に対し、4,911万3千円の増額となり、総額17億2,778万1千円である。

(4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即したものに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化して、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度371億6,660万2千円に対し、28億8,927万8千円の増額となり、総額400億5,588万円である。すなわち、広報に10億8,664万1千円、受信料改定に14億5,610万7千円、契約取扱に292億2,413万2千円、未収受信料欠損額却費に82億8,900万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るために、番組面におい

て、番組視聴状況調査並びに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度31億6,046万1千円に対し、5,010万5千円の増額となり、総額32億1,056万6千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度349億4,046万2千円に対し、34億3,239万8千円の増額となり、総額383億7,286万円である。すなわち、一般管理に25億4,091万4千円、施設の維持管理に44億4,346万2千円、職員の厚生保健に165億2,614万6千円、退職手当その他に148億6,233万8千円である。

(7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費178億円、放送債券発行償還費、支払利息等の財務費34億5,653万1千円及び予備費25億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産完却益等2億2,986万円を計上する。

(9) 事業取支差金

事業取支差金111億3,968万5千円については、このうち74億9,300万円を債務償還のため事業取支差金に入れた計上し、36億4,608万5千円を翌年度の財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べる。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和56年度	昭和55年度	増減
年 度 初 頭 契 約 者 数		2,408,000	2,508,000	△ 100,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数		380,000	390,000	△ 10,000
年 度 内 解 約 者 数		430,000	490,000	△ 60,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	△	50,000	100,000	△ 50,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和56年度	昭和55年度	増減
年 度 初 頭 免 除 者 数		407,000	413,000	△ 6,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数		16,000	17,000	△ 1,000
年 度 内 解 約 者 数		23,000	23,000	0
年 度 内 増 加 免 除 者 数	△	7,000	6,000	△ 1,000

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 56 年度	昭和 55 年度	増減
年 度 初 頭 契 約 者 数		26,286,000	25,736,000	500,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数		2,220,000	2,100,000	120,000
年 度 内 解 約 者 数		1,620,000	1,600,000	20,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数		600,000	500,000	100,000

## イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 56 年度	昭和 55 年度	増減
年 度 初 頭 免 除 者 数		305,000	275,000	30,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数		66,000	56,000	10,000
年 度 内 解 約 者 数		34,000	26,000	8,000
年 度 内 増 加 免 除 者 数		32,000	30,000	2,000

(参考1)  
前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

## (1) 普通契約

## ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 56 年度	昭和 55 年度	増減
年 度 初 頭 契 約 者 数		38,000	41,000	-3,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数		3,000	0	3,000
年 度 内 解 約 者 数		5,000	6,000	-1,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	▲	2,000	3,000	1,000

## イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 56 年度	昭和 55 年度	増減
年 度 初 頭 免 除 者 数		5,040	4,920	120
年 度 内 新 規 免 除 者 数		140	130	10
年 度 内 解 約 者 数		10	0	10
年 度 内 増 加 免 除 者 数		130	120	10

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 56 年度	昭和 55 年度	増減
年 度 初 頭 免 除 者 数		178,000	170,000	8,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数		33,000	32,000	1,000
年 度 内 解 約 者 数		26,000	24,000	2,000
年 度 内 増 加 免 除 者 数		7,000	8,000	-1,000

## イ 受信料免除者見込数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年 度 初 頭 契 約 者 数		1,260	860	400
年 度 内 增 加 契 約 者 数	▲	640	520	120
年 度 未 契 約 者 数		240	120	120

(参考2)  
有料契約者見込総数

区	分	昭和 56 年度 資金計画	昭和 55 年度 資金計画
年 度 初 頭 契 約 者 数		2,408,000	26,236,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	▲	50,000	600,000
年 度 未 契 約 者 数		2,358,000	26,836,000

## 1 資金計画の概要

昭和 56 年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額 2,945 億 6,747 万 1 千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額 2,897 億 8,103 万 5 千円をもつて実行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算 2,763 億 1,268 万 2 千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額 2,652 億 6,017 万 5 千円を予定する。

放送債券については、70 億円発行による入金額 69 億 3,000 万円、長期借入金については、19 億 9,300 万円を予定する。

このほか、国際放送關係等交付金収入 10 億 341 万 4 千円、受入利息等雑収入 54 億 3,984 万 6 千円、固定資産売却収入 2 億 3,878 万円、放送債券償還積立資産のもとし入れ 7 億 7,000 万円、有価証券売却その他の入金 129 億 8,895 万 6 千円を見込む。

以上により入金額は、総額 2,945 億 6,747 万 1 千円である。

## 3 出金の部

事業経費 2,378 億 9,800 万 6 千円、建設経費 270 億円、放送債券の償還 7 億 7,000 万円、長期借入金の返還 42 億 4,700 万円、出資 2 億 7,350 万円、支払利息等の経費 33 億 491 万円、放送債券償還積立資産への繰入れ 32 億 7,600 万円、予備費 25 億円、有価証券購入 その他の出金 105 億 4,161 万 9 千円を合わせて出金額は、総額 2,897 億 8,193 万 5 千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の 4 半期別見込は、下記のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1・4 半期	第2・4 半期	第3・4 半期	第4・4 半期	合計
1. 前期末資金有高	12,000,000	12,862,786	12,948,068	13,796,921	12,000,000
2. 入 受	73,282,958	59,886,961	88,226,943	78,421,609	294,557,471
放 送	65,798,726	55,244,580	73,331,606	70,885,263	265,260,175
信 債	0	0	6,930,000	0	6,930,000
券 料	0	0	0	1,983,000	1,983,000
長 期	250,047	250,692	251,387	251,338	1,008,414
交 付	841,484	1,882,440	827,484	1,882,438	5,433,846
雜	4,695	4,695	224,695	4,695	238,780
固定資産売却収入	0	0	0	770,000	770,000
放送債券償還積立資産もどし入れ	6,337,906	2,304,554	1,660,921	2,634,875	12,938,256
有価証券売却その他の人金	61,903,450	59,601,679	82,377,190	75,432,094	289,781,035
3. 出 事 業 経 費	8,080,239	3,976,670	7,117,359	7,825,732	27,000,000
建 設	0	210,000	350,000	770,000	
放送債券償還積立	0	0	4,217,000	4,217,000	
長期借入、金返還	136,750	136,750	0	273,500	
出 支 払 利 息 等 の 経 費	583,014	952,110	762,251	1,005,535	3,304,910
放送債券償還積立	0	0	3,276,000	3,276,000	
預 備 費	625,000	625,000	625,000	2,500,000	
有価証券購入その他	1,041,619	1,000,000	3,500,000	5,000,000	10,541,619
4. 期 末 資 金 有 高	12,862,786	12,948,068	13,796,921	16,786,436	16,786,436

(外 収) 計

日本放送協会昭和 56 年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会の昭和 56 年度收支

予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和 56 年 2 月

郵政大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和 56 年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切と認める。

なお、協会は、昭和 55 年度において受信料率の改定を行い、当面、財政基盤の安定を確保したところであるが、受信契約の増加が限界に達しつつある現状において、協会の経営は依然として厳しい状況に置かれていると考える。

協会は、この厳しい経営環境を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配意すべきである。

記

1 協会は、公共放送機関としての社会的使命を全うするため、長期的展望に立った経営の在り方にについての検討を更に進めるべきである。

2 協会は、経営の基盤である受信料の確実な収納を図るとともに、経営の合理化と徹底した経費節減を着実に実施し、極力長期にわたり受信者の負担増を来さないよう努めるべきである。

3 協会は、視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に反映させるとともに、協会に対する視聴者の理解と信頼を深めるための施策を、今後とも創意と工夫を凝らして実施すべきである。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和 56 年度收支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第 37 条第 2 項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてゐるからである。

放送機関十一年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

日本放送協会昭和 56 年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会の昭和 56 年度收支

1 長井の田室

放送機関十一年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

日本放送協会昭和 56 年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会の昭和 56 年度收支

1 長井の田室

なお、本件には、「おおむね適當と認める。」

との郵政大臣の意見が付されている。

## 二 本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算經理の準則を示す總則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は、建設計画、事業運営計画及び受信契約者数等を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているものであつて、その要旨は次のとおりである。

## 1 収支予算

(一) 受信料は前年度どおり次のとおりとする。

普通契約	月額	五二〇円
カラー契約	月額	八八〇円

ただし、六か月分前納の場合は、普通契約

約二、二五五円、カラー契約四、一八〇円、十二か月分前納の場合は、普通契約四、五一〇円、カラー契約八、三六〇円とする。

なお、沖縄県の区域においては、特例措置として次のとおりとする。

普通契約 月額 四一〇円

カラーチャンネル契約 月額 七六〇円

経常事業取支差金

ただし、六か月分前納の場合は、普通契約約二、二五五円、カラー契約四、一八〇円

円、十二か月分前納の場合は、普通契約四、五一〇円、カラー契約八、三六〇円とする。

なお、事業取支差金一一億三、九六八万五千円については、このうち七四億九

万五千円について、このうち七四億九

三〇〇万円を債務償還のため事業取支差金

を入れに計上し、三六億四、六六八万五千円を翌年度の財政を安定させるための財源

として、その使用を繰り延べることとしている。

(二) 収支予算書

(事業収支)  
事業収入  
二、八二九億七、三八〇万二千円

事業支出  
二、七一八億三、四一一万七千円

(事業収支差金)  
事業収支差金  
一一一億三、九六八万五千円

(資本収支)  
資本収入  
三五五億三、六五〇万円

(資本支出)  
資本支出  
三五五億三、六五〇万円

ただし、六か月分前納の場合は、普通契約

約二、八六〇円、カラー契約四、八四〇円、十二か月分前納の場合は、普通契約

五、七二〇円、カラー契約九、六八〇円とする。

なお、沖縄県の区域においては、特例措

置として次のとおりとする。

普通契約 月額 四一〇円

整備を進める。

ラジオ放送については、中波放送所の増

力整備等を進めるほか、中波放送局三局の

建設を完成するとともに、F.M.放送局五局の建設に着手する。

また、老朽の著しい放送機器の整備等を

行う。

その他、演奏所、放送設備、研究設備及

び一般施設の整備を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 要員については、業務の効率化を積極

的に推進して、年度内に一二〇人の減員を行い、総員を一万六、四五〇人とする。

(2) 国内放送については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送に

おいては、夜間の番組の刷新、特別企画

放送の放送時間、放送地域の拡充並びにローカル放送の充実強化を図る。

おいては、夜間の番組の刷新、特別企画

放送の放送時間、放送地域の拡充並びに

番組の開発に努めるとともに、音声多重

放送の放送時間、放送地域の拡充並びに

番組を編成して、国際間の理解

と親善に寄与するとともに、海外同胞に

内外の諸情報を積極的に提供する。



国際科学技術博覧会の準備及び運営のため  
に必要な特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会(以下「博覧会」という。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財団法人国際科学技術博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(寄附金つき郵便葉書等の発行の特例)

第三条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律

(昭和二十四年法律第二百二十九号)第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第

二項に規定するものほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金(以下「博覧会準備等資金」という。)に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなし

て、同法の規定を適用する。

(日本専売公社等の援助)

第四条 日本専売公社は、広告事業を行う者が、日本専売公社の製造する製造たばこの包装を利用して広告事業を行う場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備等

資金に充てることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行うことができる。

2 日本国鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備等資金に充てること

を寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行うことができる。

3 日本電信電話公社は、博覧会協会が博覧会準備等資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用し

て広告事業を行う場合には、当該事業の遂行に關し、便宜の供与その他の援助を行うことができる。

(日本住宅公団の業務の特例)

第五条 日本住宅公団は、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第三十一条に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。この場合においては、これらの業務を同条に規定する業務とともに、同法の規定を適用する。

一 政府の招請に応じて博覧会に参加する外国政府及び国際機関の博覧会に係る事業に従事する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供される住宅及び当該居住者の利便に供される施設の賃貸を、博覧会協会に対して行うこと。

二、地方公務員等共済組合法第八十二条の二第一項に規定する公團等若しくは公團等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第八十四条の二、地方公務員等共済組合法第八十四条又は公企業体職員等共済組合法第八十二条の二の規定を適用する。

二 博覧会協会の委託により、博覧会会場の用に供する敷地の造成及びこれと併せて整備されるべき広場、緑地等の施設の整備を行うこと。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第六条 博覧会協会の職員(常時勤務に服する)とを要しない者を除く。次項において同じ。)

は、國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用す

る。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第二百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)第八十二条の二第一項に規定する公團等若しくは公團等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第八十四条の二、地方公務員等共済組合法第八十四条又は公企業体職員等共済組合法第八十二条の二の規定を適用する。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。  
理由

するため、国の補助等のほか、日本専売公社等による援助等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（1）国際科学技術博覧会の準備及び運営のための特別措置に関する法律案（内閣提出）

2 寄附金つき郵便切手の発行による援助を目的として、寄附金つき郵便切手を発行すること

（2）国家公務員、地方公務員又は公共企業体職員（以下「公務員等」という。）が博覧会協会の職員となり、再び公務員等に復帰した場合における退職手当及び共済年金等について、在職期間を通算する等の特例を設けること。

成及びこれと併せて整備されるべき施設の整備等を行うこと。  
五百三十九万千円が計上されている。  
右報告する。

昭和五十六年三月十九日  
衆議院議長 福田 一殿  
科学技術委員長 中村 弘海

国際科学技術博覧会の準備及び運営のための特別措置に関する法律案（内閣提出）

3 たばこの包装、国鉄施設及び電話帳等を利用した広告事業による援助

日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、博覧会準備等資金に充てること

（1）国際科学技術博覧会の準備及び運営のための特別措置に関する法律案に対する調査

国際科学技術博覧会の準備及び運営のための特別措置に関する法律案に対する附帯決議

（1）議案の要旨及び目的

本案は、昭和六十年に筑波研究学園都市において開催される国際科学技術博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国の補助、三公社による援助等について定めるもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 国の補助

国は、財團法人国際科学技術博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備及び運営に要する経費（以下「博覧会準備等

資金」という。）について、その一部を補助することができる。

（2）議案の可決理由

他の物品を利用した広告事業に対して、便宜の供与その他の援助を行うことができる。また、

（3）議案の可決理由

本案は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会の円滑な準備及び運営に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

政府は、本法施行に当たり、国際科学技術博覧会が、人間・居住・環境と科学技術の関わり合いを探り、人類の平和と繁栄のための科学技術に対する内外の人々の理解を深め、国民の合意と協力のもとに成功を収めることを期するため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

（4）日本住宅公団の業務の特例

公団は、本来の業務に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

（5）本案施行に要する経費

沿い、国民の賛同と協力が得られるよう出展並びに運営につき格段に留意すること。

（2）博覧会協会の委託により、会場用地の造

昭和五十六年度一般会計予算に、国際科学

二 政府出展及び民間出展については、わが國固有の文化及び伝統工芸等に関する科学技術の紹介に努めるとともに、中小企業の積極的参加について配慮すること。

三 博覽会に対する諸外国ができる限り多く、とりわけ発展途上国からの積極的参加が得られるよう最大の努力を払うこと。

四 博覽会の準備運営に必要な資金及び人材を確保するため、関係機関の緊密な協力のもとに総合的な施策を講ずること。

五 博覽会会場への観客輸送に関する諸施設及び会場周辺の環境施設等を整備するための関連公共事業については、地元の地方財政事情等に十分配慮しつつ、強力にこれを推進すること。なお会場跡地の円滑な利用について、特段の協力支援措置を講ずること。

明治二十九年三月三十一日  
第三種郵便物  
可  
印

昭和五十六年三月二十日 衆議院会議録第十一号(二)

三九八

(定  
三  
三  
〇  
内  
部)

発行所

東京都港区虎

門二丁目二番四号

大

藏

省

印

刷

局

〒105

電話

東京

美六三

四

大代

子